

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	会計課
種 類	随時監査
監 査 日	令和 2 年 6 月 1 日
提出日(最新提出日)	令和 3 年 4 月 22 日
担 当	会計課(TEL 3135)

指摘事項	措 置 状 況
1 適正な財務会計事務の執行について 地方自治法第232条の4第2項では「会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない」と規定されている。そして、岐阜市会計管理者事務決裁規則では、支出科目「扶助費」の支出に関しては、100万円未満の額について会計課長の専決事項とされている。さらに、会計課が定めた「支払処理マニュアル」では、「管理者及び課長印が押してあるか確認すること」が強調して記載されている。 しかしながら、高額障害福祉サービス等給付費及び高額障害児通所給付費（1月受付分）の支出命令書には専決権者である会計課長の押印がなく、地方自治法第232条の4第2項の規定による確認がないまま支払が行われていた。 今後は、自らが定めた「支払処理マニュアル」の運用を徹底し、地方自治法を遵守した適正な財務会計事務の執行に努められたい。	「支払処理マニュアル」にある「管理者及び課長印が押してあるか確認すること」を徹底するため、確認者を1名から2名へ増やすとともに、支出命令書等の最終決裁者押印欄に確認のチェックを入れることとした。